

【表2】 外安全・外感染の経過措置に関わる届出の要否

外来環 1 の届出	今回算定する加算	2 0 2 4 年 6 月 1 日以降に算定する場合	2 0 2 5 年 6 月 1 日以降も算定する場合
2 0 2 4 年 3 月末日時点で届出をしていない歯科医療機関	外安全 1 外感染 1 外感染 2	2 0 2 4 年 5 月 2 日～6 月 3 日までの間に、すべての要件を満たし届け出ることが必要	
2 0 2 4 年 3 月末日時点で届出済みの歯科医療機関	外安全 1 外感染 1	変更された要件をすべて満たしているとみなされ、届け出は不要	すべての要件を満たし、2 0 2 5 年 5 月末までに届け出ることが必要
	外感染 2	2 0 2 4 年 5 月 2 日～6 月 3 日までの間に、みなし項目を含めて届け出ることが必要	